

助成要件の見直し及び事業体の事前審査制度における審査基準等

- 「緑の雇用」事業については、政策目標の達成に向けて、平成28年度から事業をより効率的・効果的に推進するため、助成要件の見直しが検討されています。
- また、事業を適正に実施するためには、事業開始までに確度の高い申請予定研修生数を把握するとともに、研修生数を予算額に応じて調整する必要があります。
- このため、本会が事業実施主体として選定されることを前提に、登録申請書により申請予定研修生数を把握し、新たな審査基準(案)に基づき審査及び研修生の割当を行う事前審査制度を導入し、事業実施に向けた事前準備を行います。

これまで

【要件】

認定事業主であること

28年度(27年度補正FW(1)を含む)から

【要件の見直し】

認定事業主のうち

効率的かつ安定的な林業経営に向けて取り組む事業体であること

〔登録申請書の様式により、改善計画(労確法)に掲げる目標のうち事業量、雇用量、労働生産性について、実績(達成状況)のフォローアップを行います。〕

【審査基準】

- ① 労働災害の発生状況
- ② 研修生の定着状況
- ③ 事業体の経営状況

【審査基準(案)】

- ① 労働災害の発生状況
- ② 研修生の定着状況
- ③ 事業体の経営状況
- ④ 林業施策の取組状況**
- ⑤ 生産性向上の達成状況**

〔これまでの審査項目に、新たに④林業施策の取組状況、⑤生産性向上の達成状況に係る項目を加えて事業体の審査を行い、事業推進に必要な事項を考慮して研修生数の割当を行います。〕